

# 豪雨から建物を守る

お気軽に  
ご相談ください

## 止水板の 設置・購入費を 助成します

近年、集中豪雨や台風により、住宅や店舗への浸水被害が発生しています。中野区では、建物への浸水被害を軽減するために『止水板』の設置や購入にかかる費用の一部を助成します。

### 助成金の額



工事費用の  
**1/2**  
(上限**100万円**)



購入費用の  
**1/2**  
(上限**15万円**)

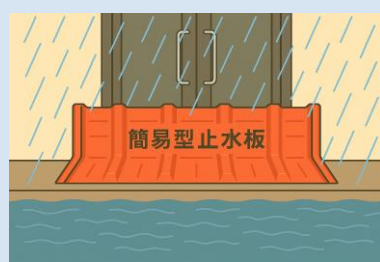
### 止水板とは？

建築物に水が浸入することを防止するために当該出入り口等に設置するものです。

設置型止水板  
(工事を伴うタイプ)



簡易型止水板  
(工事不要・置くだけタイプ)



### ◎助成の対象となる方



中野区にお住まいの方



区内に店舗や  
事務所をお持ちの法人



区内マンションの管理組合

### ×助成の対象とならない方

- 止水板の設置について、他の助成金等の交付の対象となる方
- 国、地方公共団体その他の公共的団体
- 売買を目的として建築物を所有する方
- 納付すべき住民税又は国民健康保険料及び法人税を滞納している方

# 助成金申請手続きの流れ

STEP  
01



## 事前相談 (必須)

設置・購入予定について事前にご相談ください。

STEP  
02



## 助成金の交付申請

工事は**着手前**、購入は**購入前**に必要な書類を添えて交付申請書を提出してください。

STEP  
03



## 助成金の交付決定

申請内容を審査し、交付の可否を通知します。

STEP  
04



## 止水板の設置工事・購入

必ず**交付決定後**に実施してください。

STEP  
05



## 完了報告書の提出・現地の確認

工事・購入完了後に必要となる書類を添えて完了報告書を提出してください。必要に応じて現地を確認します。

STEP  
06



## 助成金の交付

助成金の額の確定後に請求書を提出してください。助成金をお振込みします。

## 申請に必要な書類

### 止水板の設置工事の場合

- ・案内図、位置図及び写真
- ・工事計画図面及び止水板仕様図面類
- ・工事等見積書(内訳)の写し
- ・土地及び建築物の登記事項証明書(写)
- ・住民票記載事項証明書、法人は登記事項証明書(写)
- ・土地及び建築物所有者の止水板設置承諾書
- ・納税証明書、非課税証明書(写)
- ・集会の決議を得たことの証明(管理組合)
- ・その他区長が必要と認める書類

### 簡易型止水板の購入の場合

- ・案内図、位置図及び写真
- ・見積書等金額を確認できる書類の写し
- ・土地及び建築物の登記事項証明書(写)
- ・住民票記載事項証明書、法人は登記事項証明書(写)
- ・納税証明書、非課税証明書(写)
- ・集会の決議を得たことの証明(管理組合)
- ・その他区長が必要と認める書類

### 【お問い合わせ】

中野区 都市基盤部 道路管理課 土木事業調整係  
〒164-8501 中野区中野四丁目11番19号

☎ 03-3228-5592(直通) ✉ doro@city.tokyo-nakano.lg.jp

▼詳細はこちらから

